

指定工事店更新登録概要

- ◎指定工事店の要件：①奈良県内に営業に適する営業所又は店舗を有していること。
(規則第2条) ②専属の責任技術者を有していること。
③工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
④精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
⑤破産者で復権を得ないものでないこと。
⑥法人にあつては、その代表者が前号に掲げる要件を備えていること。
⑦第10条第1項第2号又は同条第2項第3号若しくは第4号の規定に該当したことにより、指定工事店の指定を取消された者にあつては、当該指定を取消された日から起算して2年を経過していること。
⑧第20条各号のいずれかに該当したことにより、条例第8条第2項の規定により、町長が行う登録（以下「責任技術者の登録」という。）を取消された者にあつては、当該責任技術者の登録を取消された日から起算して2年を経過していること。
⑨その業務に関し不正又は不都合な行為をするおそれがないこと。

- ※ 指定期間 指定工事店証交付の日から起算して5年。
申請期間 2月1日～2月末日
指 定 日 申請年の4月1日付け
指定手数料 更新 10,000円
受付時に納付書をお渡ししますので金融機関で納付して下さい

注）責任技術者の登録がなければ、指定工事店の更新登録（申請）はできません。

◎ 申請をされる場合下記の書類が必要になります

1. 排水設備指定工事店指定（更新）申請書 (様式第1号)
2. 誓約書 (様式第2号)
3. 金銭の授受その他営業に関し使用する使用印鑑届 (様式第3号)
4. 本人又は法人の印鑑証明書
5. 常勤従業員名簿 (様式第4号)
 - 常勤従業員の方（代表者を含む）を総てご記入ください
 - 上半身の写真付履歴書（責任技術者のみ）
 - 住民票抄本（責任技術者のみ）/直近の責任技術者登録時提出分と相違がある場合1通添付
6. 所有器材調書(エンジンカッター・掘削機等、具体的にご記入下さい。) (様式第5号)
7. 店舗（倉庫を含む。）の平面図と付近見取り図（住宅地図可）及び連絡先として会社のTEL・FAX番号・緊急連絡先として携帯番号等
8. 支店又は出張所として登録の場合、指定工事店の指定を受けることについて本社から委任を受けた事を証する書類
9. 法人の場合 登記簿謄本及び定款・約款等
10. 指定試験機関が交付した責任技術者証の写し (表・裏両面)